

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

那須烏山市国民健康保険税条例等の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 5 月 1 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

専決第 4 号

那須烏山市国民健康保険税条例等の一部改正について

那須烏山市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

那須烏山市長 川 俣 純 子

令和8年3月31日公布

那須烏山市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

令和 8 年 3 月 31 日
那須烏山市条例第32号

(那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正)

第 1 条 那須烏山市国民健康保険税条例（平成17年10月那須烏山市条例第73号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
(課税額) 第2条 略 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする 3～5 略 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からそれぞれ当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれ当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からそれぞれ当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 略 ア～カ 略 (2) 法第703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき<u>31万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得	(課税額) 第2条 略 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする 3～5 略 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からそれぞれ当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれ当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からそれぞれ当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 略 ア～カ 略 (2) 法第703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき<u>305,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得

た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。) ア～カ 略 2 略 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第 4 項に規定する出産被保険者 (以下「出産被保険者」という。) が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額 (第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額) は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の12分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日 (地方税法施行規則第24条の30の 6 に定める場合には、出産の日。以下同じ。) の属する月 (以下「出産予定月」という。) の前月 (多胎妊娠の場合には、3 箇月前) から出産予定月の翌々月までの期間 (以下「産前産後期間」という。) のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2)～(6) 略	た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。) ア～カ 略 2 略 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第 4 項に規定する出産被保険者 (以下「出産被保険者」という。) が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額 (第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額) は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の12分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日 (地方税法施行規則第24条の30の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。) の属する月 (以下「出産予定月」という。) の前月 (多胎妊娠の場合には、3 箇月前) から出産予定月の翌々月までの期間 (以下「産前産後期間」という。) のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2)～(6) 略
--	--

(那須烏山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 那須烏山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (令和 8 年 2 月那須烏山市条例第26号) の一部を次の表のように改正する。

この条例による改正後の「改正後」	この条例による改正前の「改正後」
(課税額) 第2条 略 2～4 略 5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主 (前条第 2 項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者 (地方税法 (昭和25年法律第226号。以下「法」という。) 第703条の 4 第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。) につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。<u>ただし、加算後の額が 3 万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3 万円とする。</u> (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税	(課税額) 第2条 略 2～4 略 5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主 (前条第 2 項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者 (地方税法 (昭和25年法律第226号。以下「法」という。) 第703条の 4 第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。) につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税

の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からそれぞれ当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれ当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれ当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からそれぞれ当該各号のキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1)～(3) 略

2・3 略

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項 に規定する金額を減額するものとした場合

にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からそれぞれ当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれ当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれ当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からそれぞれ当該各号のキからケまでに掲げる額を減額して得た額

 の合算額とする。

(1)～(3) 略

2・3 略

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合

にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。